

第九管区海上保安本部公示第24号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年3月25日

第九管区海上保安本部長

廣川 隆



直江津港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県上越地域振興局

住 所 新潟県上越市港町1丁目11番2号

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 直江津港（付図に示すとおり）

期 間 令和2年4月6日から令和2年5月15日までのうち5日間

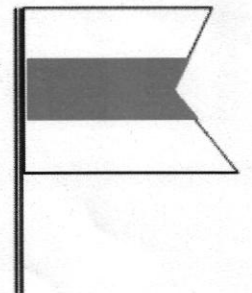
3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



# 区域図 縮尺 1:20,000

測量区域 (ア～ハで囲まれた範囲)

ア	B 37° 12' 19.87"	藍江津港沖防波堤北灯台 藍江津港沖防波堤北灯台より	北緯 B 37° 13' 40.6"	218°	3142m
	L 138° 15' 13.71"		東経 L 138° 16' 31.5"		
イ	B 37° 12' 15.62"	アより	106°	480m	
ウ	B 37° 11' 44.60"	イより	201°	1023m	
エ	B 37° 12' 01.38"	ウより	55°	905m	
オ	B 37° 11' 59.99"	エより	100°	247m	
カ	B 37° 11' 43.25"	オより	145°	632m	
キ	B 37° 11' 31.75"	カより	235°	620m	
ク	B 37° 11' 34.42"	キより	325°	100m	
ケ	B 37° 11' 41.76"	クより	55°	396m	
コ	B 37° 11' 52.03"	ケより	325°	386m	
サ	B 37° 11' 30.49"	コより	233°	1111m	
シ	B 37° 11' 20.69"	サより	139°	400m	
ス	B 37° 11' 16.38"	シより	229°	249m	
セ	B 37° 11' 27.30"	スより	319°	486m	
ソ	B 37° 11' 15.59"	セより	212°	425m	
タ	B 37° 11' 05.09"	ソより	139°	434m	
チ	B 37° 11' 05.71"	タより	66°	53m	
ツ	B 37° 11' 07.07"	チより	55°	73m	
テ	B 37° 11' 03.92"	ツより	144°	120m	
ト	B 37° 11' 00.57"	テより	234°	176m	
ナ	B 37° 10' 59.54"	トより	245°	76m	
ニ	B 37° 11' 02.33"	ナより	333°	97m	
ヌ	B 37° 11' 01.58"	ニより	243°	50m	
ネ	B 37° 11' 00.44"	ヌより	162°	40m	
ノ	B 37° 10' 57.05"	ネより	242°	225m	
ハ	B 37° 11' 09.34"	ノより	329°	441m	

